

平成22年度
道路維持管理計画書

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

はじめに

国管理の国道の維持管理は、各地域により気象条件や沿道状況等が異なることから、これまで、路面維持・清掃・除草・剪定等の各作業について、地域の状況を踏まえ、適切な道路維持管理に努めてまいりました。

平成21年11月の行政刷新会議での結果を踏まえ、今般、通行の安全性等に配慮しつつ、全国統一の考え方を設定し実施することになりました。

今後は、各国道事務所管内における維持管理は、全国統一の考えが設定されたことを踏まえ、これを基本に、地域特性を踏まえた維持管理項目毎の実施対象区間や作業頻度等を示した「道路維持管理計画」を策定し、この計画を基に道路の維持管理を実施してまいります。

なお、より適切な管理となるよう、運用結果や皆様からの道路に関するご意見・要望等を踏まえ、今後、内容の見直しを行う予定です。

～ 事務所 事業概要 ～

常陸河川国道事務所では、一般国道6号、50号、51号の3路線、延長306.419kmにおいて、道路の維持管理、地域の活力向上に資するために交通渋滞や交通事故の解消を図るバイパス整備、歩行者が安全に安心して歩けるように通学路などの歩道整備やバリアフリー対策、また、防災性の向上や通行空間の確保などを図るための電線共同溝整備などを行っております。

目次

1. 管理方針	3
2. 管理計画	5
(1) 目的	5
(2) 管理路線	5
(3) 管理施設	6
3. 日常管理	7
(1) 道路巡回	7
(2) 道路清掃	8
(3) 除草	9
(4) 剪定	9
(5) 応急処理等	10
(6) 設備点検	10
(7) 除雪	11
4. 補修	12
(1) 点検・補修	12
5. その他	12
(1) 冠水対策	12
(2) 窓口業務	12
(3) その他	13
(4) 問い合わせ先	13

1. 管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

1) 道路維持管理の現状

首都圏を抱える関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）は、国土面積の約15%に、総人口の約35%と、わが国のGDPの約4割が集中する産業・経済・文化の集積地域となっております。

関東地方整備局の管理する国道（延長約2,394km）は、国民の生活や経済・観光活動を支える基盤として、また、災害時における防災支援のネットワークとして、重要な役割を果たしています。

橋梁、トンネルなど多くの道路構造物や盛土・切土法面などが存在しますが、道路構造物の老朽化も進み、損傷などの不具合が多く発生することが予想されます。

また、道路管理延長の増加に伴い管理する道路施設も増加しており、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されています。



【橋梁損傷】



【トンネル損傷】

道路施設の老朽化等に伴い、補修・更新に要する費用や日常の維持管理面に要する経費が増大することが予想されます。

国民の安全・安心な生活を確保するために、今ある道路施設を継続的に使用できるように維持管理することが重要です。

また、道路利用者等からの意見・要望・行政相談等も多数あり、国民の道路行政に対する多様なニーズなど、道路維持管理を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、道路維持管理については、行政刷新会議による「事業仕分け」や、全国知事会において管理水準・基準が議論されました。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト縮減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、実施します。

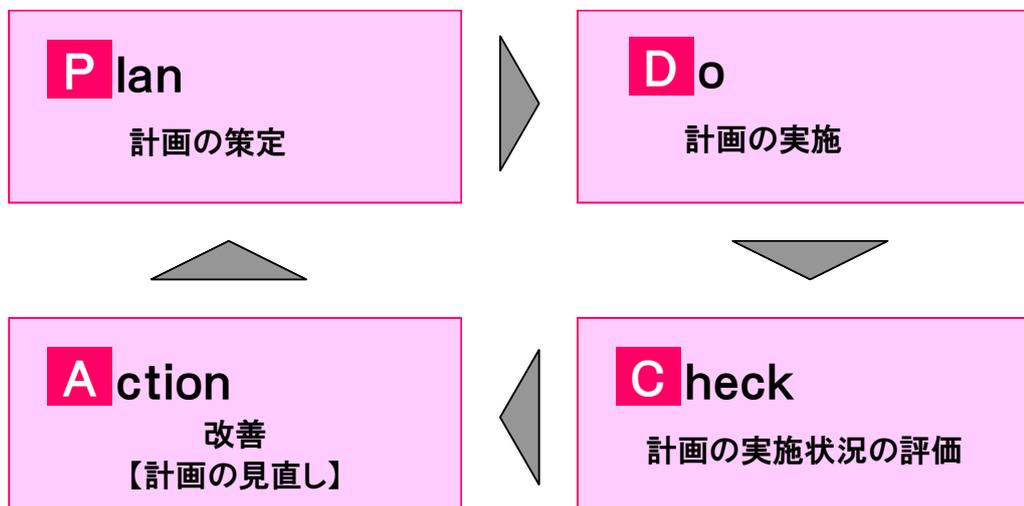
平成22年度に実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

Plan (計画) …「道路維持管理計画」を策定します。

Do (実施) …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。

Check (評価) …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。

Action (改善) …執行管理(分析・評価)を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

2. 管理計画

(1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

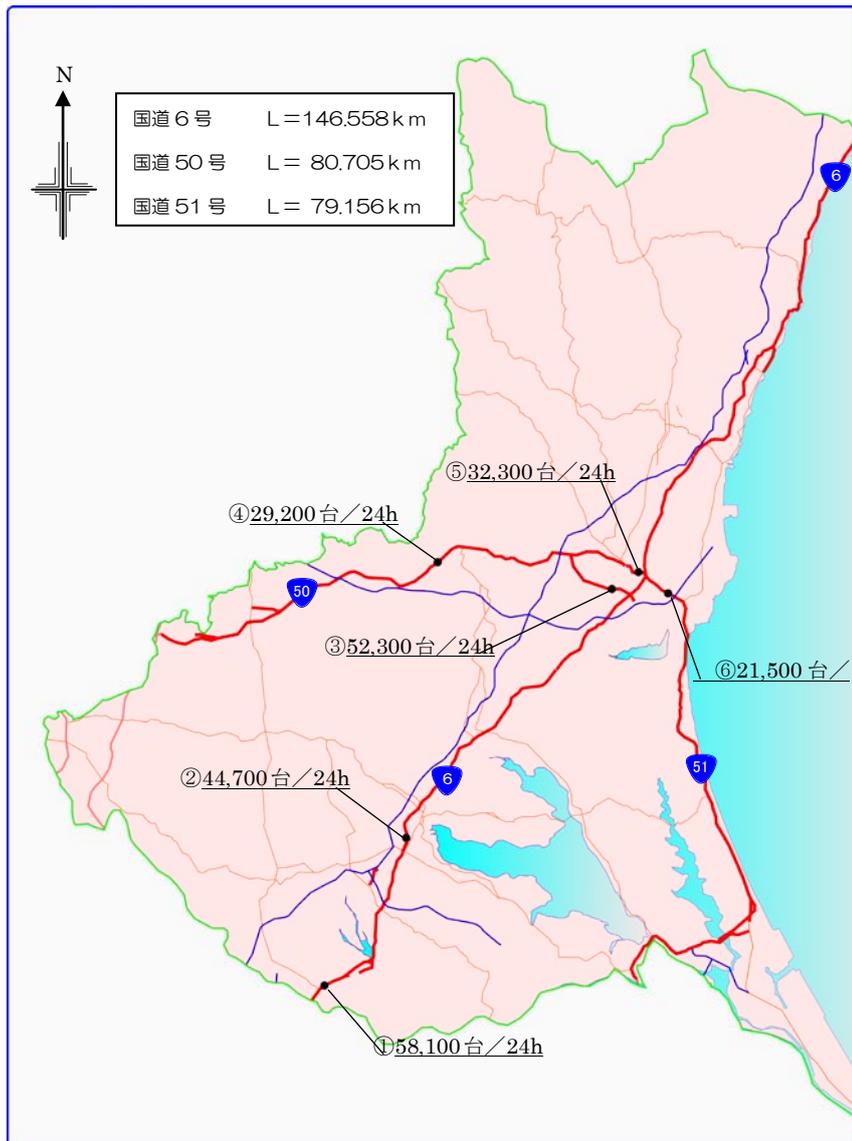
(2) 管理路線

1) 管理路線

当事務所では、茨城県内の国道6号、50号、51号を、水戸国道・土浦国道・日立国道・岩瀬国道・鹿嶋国道の5つの出張所で道路の維持管理を行っております。各出張所の管理区間は、下表のとおりです。

担 当 出張所	路線名	延長 (k m)		管理区間
水戸国道 出張所	6号	33.574	75.678	起点 茨城県東茨城郡茨城町小幡 終点 茨城県那珂郡東海村石神外宿
	50号	24.728		起点 茨城県水戸市杉崎 終点 茨城県水戸市三の丸一丁目
	51号	17.376		起点 茨城県東茨城郡大洗町成田町 終点 茨城県水戸市三の丸一丁目
土浦国道 出張所	6号	60.306	60.306	起点 千葉県我孫子市青山 終点 茨城県小美玉市西郷地
日立国道 出張所	6号	52.678	52.678	起点 茨城県那珂郡東海村石神外宿 終点 茨城県北茨城市平潟町
岩瀬国道 出張所	50号	55.977	55.977	起点 茨城県結城市小田林 終点 茨城県笠間市小原
鹿嶋国道 出張所	51号	61.780	61.780	起点 茨城県稲敷市西代 終点 茨城県銚田市上釜
総合計		306.419		

◆管理概要図



交通量：平成 17 年度道路交通センサス

(3) 管理施設

- ・橋梁 計 258 橋



〈大利根橋〉
(国道 6 号利根川渡河部)

・立体施設

アンダーパス 1箇所



〈千波立体〉

(国道50号BP水戸市千波町)

歩道橋 計135箇所



〈酒門第一歩道橋〉

(国道6号水戸市酒門町)

地下横断歩道 計16箇所



〈笠松地下歩道〉

(国道6号那珂市向山)

・道路情報板 計39箇所



〈西小埜情報板〉

(桜川市西小埜)

CCTV 37基



〈浜の宮CCTV〉

(日立市東町)

3. 日常管理

(1) 道路巡回

1) 目的

道路巡回は、路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物やトンネル等の道路構造物の状況を点検するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用・不正使用の把握を目的に道路巡回を行います。



〈道路巡回〉

2) 実施方針及び頻度

- ・通常巡回は、車道、歩道路面など異常箇所確認のため、原則として2日に1回道路巡回により実施します。
- ・定期巡回は、橋梁などの道路施設の異常箇所の状況確認のため、1回/年(各施設)点検を実施します。
- ・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。

(2) 道路清掃

1) 目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

・路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。

路線	路面清掃箇所		清掃回数 (回/年)	備考
	起点	終点		
国道6号	我孫子市青山	龍ヶ崎市小通幸谷町	6	
	東海村石神外宿	日立市小木津町	6	
国道50号	水戸市赤塚	水戸市三の丸	6	
国道51号	水戸市渋井町	水戸市三の丸	6	
国道6号	龍ヶ崎市小通幸谷町	東海村石神外宿	1	
国道6号	日立市小木津町	北茨城市平潟	1	
国道50号	結城市小田林	水戸市酒門	1	
国道51号	稲敷市西代	水戸市渋井町	1	



〈路面清掃〉

・歩道清掃

ケヤキ、イチョウの落葉除去および利用者の多い主要駅周辺などのゴミ除去のために歩道部の清掃を実施します。(人力清掃)

路線	歩道清掃箇所	清掃回数 (回/年)	備考
	地点		
国道 6 号	ひたちなか市内の一部	1	
国道 50 号	水戸市内の一部	1	
国道 6 号	土浦市荒川沖の一部	1	
国道 6 号	日立市内の一部	1	



〈歩道清掃〉

・排水構造物清掃

排水系統、流末の処理能力などの確保するために、排水施設に堆積している土砂を除去します。

(3) 除草

1) 目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

道路巡回などにより繁茂状況を確認した上で、除草箇所を限定し年 1 回実施します。



〈除草 (法面)〉



〈除草 (中央分離帯)〉

(4) 剪定

1) 目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、剪定を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

植樹帯及び中央分離帯などに植栽している高木や低木などについて、樹種等に応じて剪定時期を設定し植栽管理を行います。

主な樹種毎の剪定時期は以下のとおりです。

路線	樹種	高・低木・寄植	回数	備考
国道51号	タブノキ	高木	1回/3年	
国道6号他	オオムラサキツツジ	寄植	1回/年	



〈剪定（高木）〉



〈剪定（寄植）〉

(5) 応急処理等

1) 目的

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通の安全確保など道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行います。

2) 実施方針

路面異常（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



〈応急処理（ポットホール補修）〉



〈応急処理（落下物処理）〉

(6) 設備点検

1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。



〈設備点検（CCTV）〉



〈設備点検（電源設備）〉

（7）除雪

1）目的

除雪作業は、冬期における道路交通を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握した上で、除雪・凍結防止作業などを行います。

2）実施方針

・車道除雪

あらかじめ設定した区間の降雪量が5～10cmに達し、さらに雪が降りつづくことが予想され交通に支障をきたす箇所について実施します。

路線	車道除雪箇所
	地点
国道6号	大利根橋
国道6号	常名高架橋

・歩道除雪

歩行者の通行に支障をきたす箇所について実施します。

路線	歩道除雪箇所
	地点
国道6号	日立駅入口周辺
国道50号	結城歩道橋

・凍結防止剤散布

路面凍結の恐れがある場合には以下の区間において凍結防止剤を散布します。

- ◆縦断勾配が急な区間
- ◆平面曲線半径が小さい区間
- ◆局部的に日陰となる区間
- ◆橋梁区間
- ◆前後区間に対し、幅員が狭小な区間
- ◆信号交差点や横断歩道
- ◆事故多発箇所

4. 補修

(1) 点検・補修

①橋梁点検

管内258橋について原則として5年に1回の「定期点検」を実施しています。(H22については58橋予定(51号北利根橋等))また、あわせて桁下が道路や鉄道等となっている橋梁については、コンクリート片の落下被害の防止を目的とし、点検ハンマーを用いた打音検査による「第三者被害予防措置点検」を実施しています。

②のり面

管内要対策箇所8ヶ所について1年に1回点検を実施します。

③橋梁補修

橋梁定期点検において、主桁や床版の劣化が確認されていることから、早急な補修が必要であり、ひびわれ注入による橋梁補修を実施します。

国道6号：早戸川橋(上り)、早戸川橋(下り)、枝川跨道橋(上り)、
奥谷橋、新高橋、信戸橋、渋井跨道橋(下り)、石岡跨線橋、
学園線跨道橋、小野線跨道橋、小石川橋、常名高架橋

国道50号：石川橋側道橋(上り)、石川橋側道橋(下り)

国道51号：柳堤橋、大洗跨道橋

(代表事例)

国道6号石岡跨線橋においては、損傷の進んだ鋼床版の補強を実施します。

5. その他

(1) 冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨(いわゆるゲリラ豪雨)に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部を対象に下記の対策を実施しています。

①異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置

②冠水情報を提供する電光標示板の設置

③警報装置、監視装置の設置・点検

④パトロールの強化(時間雨量で30mm/h以上の場合、緊急パトロール実施)

(2) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況(構造)を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

・道路に関する工事の承認に関する事務(道路法第24条)

道路管理者以外の者が行う道路工事(自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事、宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事等)の承認業務

- ・道路の占用に関する事務（道路法第32条）
道路上に、道路管理者以外の者が電柱、広告看板その他これらに類する工作物、ガス管、上下水道管その他これらに類する施設を設置したりする場合に必要な許可業務。又は、露店、商品置き場、その他これらに類する不許可施設の適正化指導業務
- ・道路損傷に関する業務（道路法第22・58条）
附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷や道路を油脂類、汚濁物等により汚損された場合等の原因者による原状回復、費用負担命令等に関する業務
- ・特殊車両に対する規制（道路法第47条）
特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務

(3) その他

・道の相談室

道路に関する相談（通報・問合せ・意見等）を電話やインターネット、FAX等で受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。

フリーダイヤル 0120-106-497（平日9：30～17：00）
FAX 0120-106-179（24時間受付）
URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/michi/>（24時間受付）

・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異常を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が道路の異常を発見した場合には、携帯電話などから『#9910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。

・交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

URL <http://www.road.ktr.mlit.go.jp/>

・ホームページ

常陸河川国道事務所 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi>

関東地方整備局 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

(4) 問い合わせ先

常陸河川国道事務所 電話番号 029-240-4073（道路管理第二課直通）